

薬生薬審発 0918 第 7 号
平成 30 年 9 月 18 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

希少疾病用医薬品の指定取消し及び希少疾病用医薬品の指定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 77 条の 5 の規定に基づき、試験研究等の中止届が提出された医薬品について、同法第 77 条の 6 第 1 項の規定に基づき下記 1. の希少疾病用医薬品の指定を取り消し、また、同法第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記 2. について希少疾病用医薬品として指定したので、通知する。

記

1. 指定の取消し

(1) 指 定 番 号：（26薬）第357号

医薬品の名称：carglumic acid

予定される効能又は効果：下記疾患が関与すると考えられる血中アンモニア濃度の上昇抑制

N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症、イソ吉草酸血症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症

届け出た者の氏名又は名称：株式会社ポーラファルマ

2. 指定

(1) 指 定 番 号：（26薬）第357号

医薬品の名称：carglumic acid

予定される効能又は効果：下記疾患が関与すると考えられる血中アンモニア濃度の上昇抑制

N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損症、イソ吉草酸血症、メチルマロン酸血症、プロピオン酸血症

申請者の氏名又は名称：レコルダティ・レア・ディシーズ・ジャパン株式会社

